総 務 協 議 会 協 議 事 項

（日時　令和２年５月 21 日（木）
　　午前 10 時
場所　第一委員会室）

○　所管事項の報告について

１　第７次八戸市総合計画の策定作業の休止及び策定方針の一部変更について

２　フラットアリーナの賃借に関する協定書に基づく使用時間の配分等について

３　指定管理者制度導入予定施設について

４　八戸市市税条例の一部改正（案）の概要について

５　八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（案）の概要について

６　新型コロナウイルス感染症対策に係る就学援助及び奨学金の取扱いについて

７　物件破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

８　「史跡根城跡第２次整備基本計画」の概要について

総務協議会資料
令和２年５月21日
総合政策部 政策推進課

第７次八戸市総合計画の策定作業の休止及び策定方針の一部変更について

１．第７次八戸市総合計画の策定作業の休止

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、今後の社会経済情勢が見通せない状況下であること、及び感染症の流行が収束していない状況下で、明るい未来を描いた総合計画を公表しても市民の理解が得られない可能性が高いと考えられることから、新型コロナウイルスの感染流行が収束するまでの間、策定作業を休止する。

２．第７次八戸市総合計画 策定方針の一部変更について

（１）変更理由

策定作業の休止によって、令和２年８月に予定していた策定委員会による計画案の市長への提出が困難になったことから、第７次八戸市総合計画の策定方針について下記の変更を行う。

（２）変更内容

第７次八戸市総合計画策定方針の内容を次のとおり変更する。

変更案	現　行
（６）策定スケジュール ●策定期間を令和元（2019）年度から当面の間　　とし、策定委員会は新型コロナウイルス収束後１年以内を目途に計画案を取りまとめ、市長に提出する。 ●市は策定委員会による案を審議後、市議会に提案し、市議会による議決をもって完成とする。	（６）策定スケジュール ●策定期間を令和元（2019）年度から令和２（2020）年度の２年間とし、策定委員会は令和２（2020）年８月　　を目途に計画案を取りまとめ、市長に提出する。 ●市は策定委員会による案を審議後、市議会に提案し、市議会による議決をもって完成とする。

参　考

（令和元年５月７日決定
令和２年５月７日変更）

第７次八戸市総合計画　策定方針

１　策定に当たって

八戸市は、昭和 46（1971）年度に市政運営の指針となる総合計画を定めて以降、時代の変化に対応するため、数次にわたり計画を策定し着実に推進することによって、まちの基礎を築き上げてきた。近年では、平成 23（2011）年３月に発生した東日本大震災からの迅速な復旧と創造的復興、平成 29（2017）年１月の中核市への移行による市民サービスの向上のほか、同年 3 月に近隣町村と形成した連携中枢都市圏など広域的な連携にも取り組み、北東北の中核都市として市勢を発展させてきたところである。

しかし、昨今、人口減少・少子高齢化に加え、首都圏への人口一極集中の加速や、第４次産業革命等による Society5.0 の到来、出入国管理及び難民認定法の改正等による国際化の進展等によって、地域を取り巻く環境が急激に変わりはじめている。

まさに今が八戸の将来を左右する分水嶺であり、このような局面にこそ、豊かな未来を想像し、その実現を固く信じ、進取の精神により AI や IoT 等の革新技術を活用しながら、協働のまちづくりの理念の下、地域が一体となって良質なまちづくりを推進し、市民福祉の向上を図っていく必要がある。

このようなことから、人口減少下においても将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現するとともに、創造的復興を更に発展させるためのマスタープランとして、次により令和３（2021）年度を初年度とする新たな総合計画を策定する。

２　次期総合計画の概要

（１）名　称

- 第７次八戸市総合計画

（２）計画期間

- 令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの５年間

  ※高齢者人口（65 歳以上の人口）がピークを迎える令和 22（2040）年度頃までの長期的な将来展望を持ちつつ、令和 12（2030）年度頃に実現すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けて、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの直近５年間で推進する政策及び施策を定める。

（３）構　造

- 市民にとって分かりやすく、明快な計画とするため、計画の構造については、第６次八戸市総合計画と同様に一層（基本構想＋基本計画）とする。

（４）基本コンセプト

- 地域が一体となってまちづくりを推進するため、分かりやすい計画にする。
- 将来都市像の実現に向けて、EBPM（証拠に基づく政策立案）を実践し、実効性のある計画にする。
- 地域特性を生かした独創性のある計画にする。
- 環境の変化に対して柔軟に運用できる計画にする。
- 全ての行政計画の最上位計画として、「市政運営の基幹的機能」を担う。

（５）策定体制

- 各分野の有識者及び公募委員で構成する策定委員会が市と協働しながら計画案を作成する。
- 計画案の策定主体は策定委員会とし、市は策定委員会の求めに応じて、必要な資料等を提供するとともに、協働のための体制を整える。
- 計画の策定状況について、市のホームページや広報等により広く市民に周知を図るとともに、市民の声を反映させるため、市民アンケート、市民ワークショップ、各種団体との意見交換会、市議会からの意見聴取、地域シンクタンクである八戸市都市研究検討会からの提案、パブリックコメントなど、計画づくりへの積極的な市民参加を図る。

（６）策定スケジュール

- 策定期間を令和元（2019）年度から当面の間とし、策定委員会は新型コロナウイルス収束後１年以内に計画案を取りまとめ、市長に提出する。
- 市は策定委員会による案を審議後、市議会に提案し、市議会による議決をもって完成とする。

＜参考＞
八戸市議会の議決すべき事件を定める条例
（趣旨）
第１条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第２項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
（議決すべき事件）
第２条　市長は、総合計画（総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき施策を定めた計画をいう。）の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければならない。

総 務 協 議 会 資 料 令 和 2 年 5 月 21 日 まちづくり文化スポーツ部 ス ポ ー ツ 振 興 課

フラットアリーナの賃借に関する協定書に基づく使用時間の配分等について

1　年度使用時間

令和 2 年 3 月 2 日付けで締結したフラットアリーナの賃借に関する協定書第 3 条第 1 項に基づき、令和 2 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日までの 30 年間を期間とする各年度使用時間を 2,500 時間としており、その使用時間の配分等については、協定書第３条第３項に基づき、毎年度定めることとしているもの。

2　令和 2 年度の使用に関する取決書の締結日

令和 2 年 4 月 28 日（火）

3　令和２年度使用開始日

令和 2 年 5 月 25 日（月）

4　令和２年度月別使用時間

月日		月時間計
5 月	25～29 日	105 時間
6 月	1～5、8～11、15～18、22～25、29～30 日	295 時間 45 分
7 月	1～2、6～9、13～16、20～30 日	264 時間 15 分
8 月	3～6、11～13、17～20、24～27、31 日	168 時間
9 月	1～3、7～17、20～24、28～30 日	285 時間 15 分
10 月	1、5～9、12～15、19～22、26～29 日	241 時間 30 分
11 月	4～26、30 日	330 時間 45 分
12 月	1～3、7～10、14～17、24、28～29 日	178 時間 30 分
1 月	4～7、12～14、18～24、27～28 日	190 時間 45 分
2 月	3～6、8～18、24～25 日	255 時間 30 分
3 月	1～4、8～11、15～18、22～25、29～30 日	184 時間 45 分
計		2,500 時間 00 分

（参考）

区　　分			金　　額
スケートリンクとして使用する場合			
貸切使用の場合	アマチュアスポーツに使用する場合		円
		入場料を徴収しない場合	１時間当たり　17,930
		入場料を徴収する場合	１時間当たり　53,790
	催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	１時間当たり　21,520
		入場料を徴収する場合	１時間当たり　64,560
	興行又はこれに類するものに使用する場合		１時間当たり　89,650
	教育活動を目的として使用する場合	市内の小学校・中学校	無料
		その他の学校等	50 人までごとに　4,460 １時間当たり
個人使用の場合	滑走料	一般（大学生を含む。）	１人１回　580
		高校生	１人１回　360
		中学生	１人１回　250
		小学生以下	１人１回　150
アリーナとして使用する場合			
アマチュアスポーツに使用する場合		入場料を徴収しない場合	１日につき　215,160
		入場料を徴収する場合	１日につき　645,480
催物に使用する場合		入場料を徴収しない場合	１日につき　258,240
		入場料を徴収する場合	１日につき　774,720
興行又はこれに類するものに使用する場合			１日につき　1,075,800

総務協議会資料
令和２年５月 21 日
総務部行政管理課

指定管理者制度導入予定施設について

「指定管理者制度の導入方針」（平成 25 年３月改訂）に基づき、次により令和３年度から 40 施設に指定管理者制度を導入する。

１　導入施設

公募　40 施設（全て継続）
ただし、総務協議会所管分は無し

No	対象施設名称	施設数	所管課
1	八戸市福祉公民館 八戸福祉体育館	2	福祉政策課
2	市営住宅等	38	建築住宅課
計		40	

２　指定期間

令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで（５年間）

３　管理運営開始までのスケジュール

令和２年７～10 月	◇ 指定管理者候補者の募集及び審査・決定
11 月	◇ 定例協議会 ・指定管理者候補者の選定結果の報告
12 月	◇ 12 月定例会 ・指定管理者指定議案の提出・議決 ・指定管理料の債務負担行為の設定
令和３年　１月	◇ 包括協定の締結
３月	◇ 3 月定例会 ・指定管理料に係る予算案の提出・議決
４月	◇ 管理運営開始

総務協議会資料 令和２年５月 21 日 財　　政　　部

八戸市市税条例の一部改正（案）の概要について

１　改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税及び固定資産税に係る見直しのほか、所要の改正をするためのものである。

２　改正の主な内容

≪個人市民税≫

(1)新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例

政府の自粛要請等を踏まえて中止等された文化芸術・スポーツイベントの入場料金等払戻請求権を放棄した場合、主催者へ寄附したものとみなして、個人市民税の寄附金税額控除の対象とする特例措置を設けるもの。

なお、文化芸術・スポーツイベントが特例対象となるには、事前に国への申請が必要となる。

≪固定資産税≫

(2)生産性向上特別措置法に基づき、令和３年３月 31 日までの期間に中小事業者が導入した先端設備に対する課税標準の特例について、対象資産に事業用家屋及び構築物を追加するとともに、課税標準となるべき価格に乗じる割合をゼロとする。

３　その他所要の改正

(1)個人市民税の住宅借入金等特別控除の適用期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響による新築住宅等の建設遅延等により入居が遅れた場合でも、令和３年 12 月末までに入居した場合は控除適用期限を１年間延長

(2)軽自動車税における環境性能割について、税率１％軽減の適用期限延長

令和２年９月 30 日まで　→　令和３年３月 31 日まで（６か月延長）

(3)地方税法の一部改正に伴う字句等の整理

４　施行期日

２(1)・３(1)は令和３年１月１日施行

その他は、公布の日から施行

総務協議会資料
令和２年５月２１日
学　校　教　育　課

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正の概要について

1　改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額の引き上げ並びにその他規定の整備をするためのものである。

2　改正の主な内容

（１）介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（１月）	常時介護を受けている場合	165,150 円	166,950 円
	随時介護を受けている場合	82,580 円	83,480 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（１月）	常時介護を受けている場合	70,790 円	72,990 円
	随時介護を受けている場合	35,400 円	36,500 円

（２）公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

＜改定前＞

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上10年未満	10年以上15年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,198円	7,955円	9,580円
学校薬剤師の補償基礎額	5,225円	6,203円	6,880円

＜改定後＞

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上10年未満	10年以上15年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,245円	8,003円	9,608円
学校薬剤師の補償基礎額	5,263円	6,240円	6,900円

（３）規定の整備

第２条第２項中「における」を「(附則第１条の４第５項及び第６項において単に「事故発生日」という。）において」に改め，附則第１条の４第５項及び第６項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

３　施行時期

条例公布の日から施行する。

ただし、上記２の(１)については令和２年４月１日以後、上記２の(２)については平成 31 年４月１日以後に支給すべき理由の生じた補償等について、上記２の（３）については事故発生日が令和２年４月１日以後である傷害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金について適用し、その他の補償等については、従前のとおり適用するものとする。

総務協議会資料
令和２年５月21日
教育委員会　学校教育課

新型コロナウイルス感染症対策に係る就学援助及び奨学金の取扱いについて

１　就学援助

⑴ 内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業、売上減少、失業等により、家計が急変し、就学費用の支払いが困難になった世帯について、就学援助費の支給対象とするもの。

⑵ 対象とする世帯

①生活福祉資金の特例貸付を受けた世帯
②新型コロナウイルス感染症の影響により失業した者がいる世帯
③新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が減収となり、学校納付金の支払いに困っている世帯

⑶ 対象期間

令和２年度（令和３年３月末まで）

⑷ 受付期間・申込先

随時・お子さんの通う学校
※令和２年６月15日（月）までに申請して認定された場合は４月から対象

⑸ 周知方法

学校を通じて全保護者にチラシを配布

２　奨学金

⑴ 償還猶予

①内容

八戸市奨学金を貸与された者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、奨学金の償還が困難となった者に対し、令和２年度分の償還を猶予するもの。

②対象者

令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、収入が前年度同期に比べて概ね20％以上減少している者。

③猶予の期間

令和２年度末（令和３年３月）まで

④周知方法

市ホームページ及び広報はちのへ（８月号）に掲載

⑵ 令和２年度奨学生募集

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策として、一般奨学金の採用人数を拡大するもの。

・大学・短大・高専（専攻科、４・５年生）　10名程度→17名程度
・専修学校　３名程度→５名程度
※応募受付期間　令和２年５月20日（水）から令和２年６月15日（月）まで

総務協議会資料
令和２年５月21日
教育委員会博物館

物件破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

１　発生日時　　令和元年11月29日（金）午後４時15分頃

２　発生場所　　八戸市根城６丁目21－21、25付近　交差点

３　事故の概要　　博物館公用車を運転中、一時停止のある交差点を左折中、対向車線から左折してきたトラックに気を取られ、交差点手前に立っている一時停止標識に車両左側面が接触し、標識の支柱を倒し破損させたもの。同時に、公用車のスライドドア一部及び周辺部分を破損させた。

４　専決処分の日　　令和２年５月12日　処分第22号

(1)損害賠償額　（物損）179,951円
(2)賠償内容　　（物損）一時停止標識修繕費

５　示談成立年月日　令和２年５月19日

令和２年５月 21 日
総務協議会資料
教育委員会博物館

「史跡根城跡第２次整備基本計画」の概要について

１．目的

本計画は、平成 30 年度に改定した保存活用計画に基づき、史跡の本質的価値を損なうことなく市民が親しみ活用できる史跡公園としての整備・活用を図るために、必要な基本方針と施策を示すことを目的とする。第１次整備で整備した諸施設の現状と課題を明らかにしたうえで、持続可能な活用のための再整備と未整備地区の調査・整備方針を定める。

２．計画策定の経過

昭和16年12月13日	史跡指定（平成23年に史跡追加指定）
昭和52年	「史跡根城跡保存管理計画書」策定
昭和58年	「史跡根城跡環境整備基本設計書」策定
昭和60年～平成６年	第１次整備、史跡根城の広場オープン（平成６年10月14日）
平成30年６月30日	「史跡根城跡保存活用計画書（改定版）」策定
平成30年８月29日	第1回整備活用検討委員会を開催
平成31年２月５日	第２回整備活用検討委員会を開催
令和元年10月28日	第３回整備活用検討委員会を開催
令和元年12月26日	パブリックコメント実施
令和２年２月18日	第４回整備活用検討委員会を開催
令和２年３月19日	委員からの意見聴取、文化庁・県との協議により内容確定
令和２年３月31日	「史跡根城跡第２次整備基本計画書」刊行

３．整備計画の概要

「地域住民や市民、国内外の観光客など、人々が集う史跡公園」を整備・活用のテーマとして掲げ、市民参加による整備・活用・維持管理を推進する。既存の復原建造物は、中世城館の生活を伝える空間として維持し、長寿命化・防災機能強化を見据えた改修を行う。あわせて、利用者ニーズを把握し、様々な人々が利用しやすい施設へ向けた整備を行う。未整備地区については、公有化及び発掘調査を実施し、各地区の特性に応じた整備方針・内容を検討する。

(1) 計画期間

全体を令和２年度～令和 21 年度の 20 年間とし、短期（令和２～６年度）、中期（令和７～11 年度）、長期（令和 12～21 年度）に分け、令和 11 年度に見直しを行う。

(2) 全体計画（第１図）

史跡指定地を整備・公有化の状況によって「史跡根城の広場」地区、「岡前館」地区、「沢里館・三番堀」地区、「東構」地区に区分し、各曲輪の特性に応じた整備を行う。

(3) 地区別計画

①「史跡根城の広場」地区	既存施設の再整備（長寿命化改修・防災設備強化）、展示改修
②「岡前館」地区	公有化と調査研究の推進
③「沢里館・三番堀」地区	調査研究の推進
④「東構」地区	八戸市博物館は当面維持

４．事業計画

令和２年度	復原建物等改修（旧八戸城東門袖塀）、基本設計
令和３～６年度	復原建物等改修、実施設計、主殿耐震診断・設計、防災設備調査

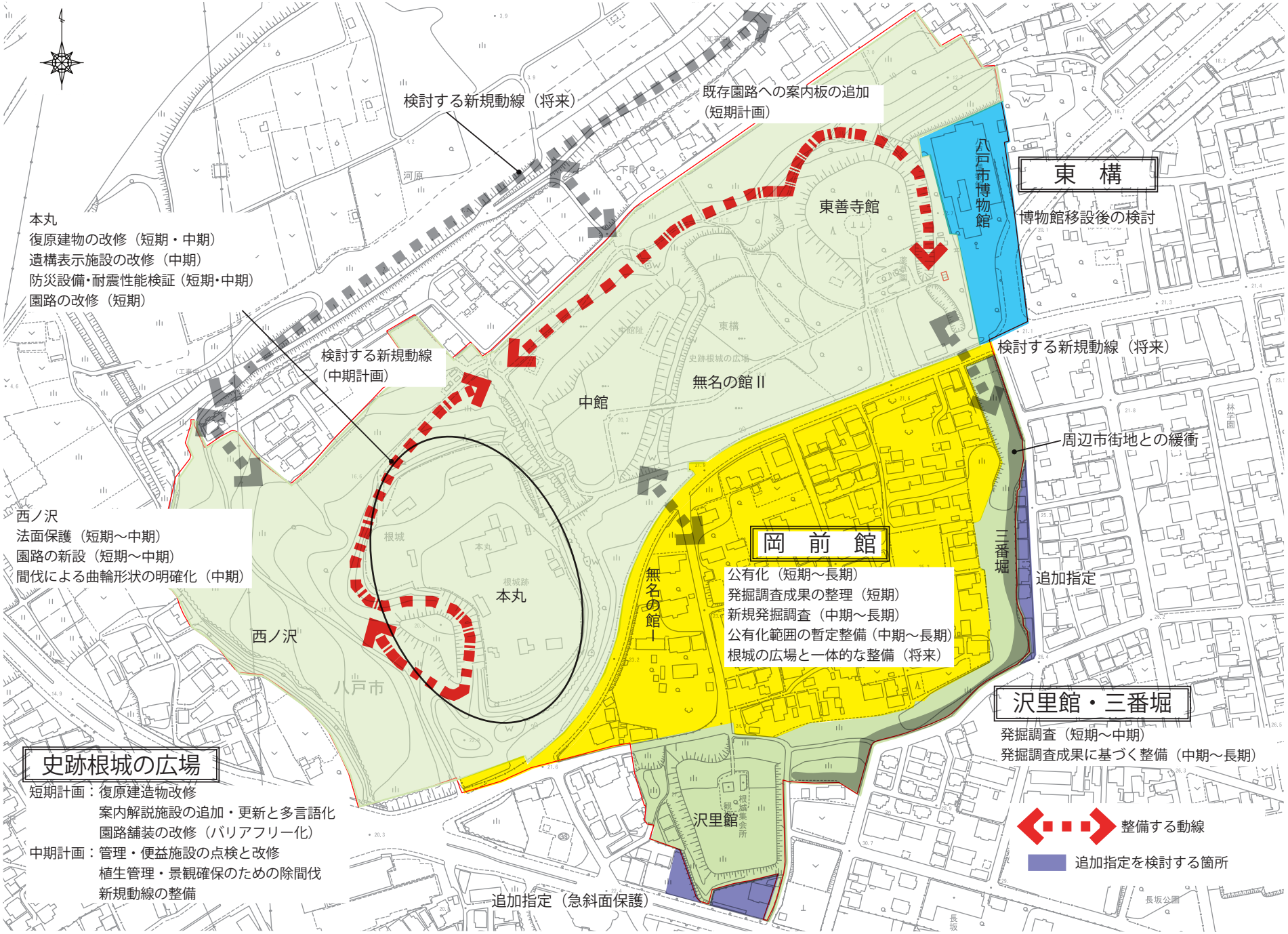

第１図　　史跡根城跡第２次整備計画図